

第 1 1 回農地部会議事録

開催日時	平成30年6月5日(火) 午後3時00分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	西野 幸一 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 加藤 孝幸 ・ 高橋 正継 廣井 千里 ・ 中島 義幸 ・ 大野 哲 ・ 久保田 彦昭 ・ 山崎 茂盛 竹内 義昭 ・ 中島 正根 ・ 中山 忠明 ・ 山本 和正 ・ 松田 環 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 矢野 強	以上19名
欠席委員	なし	0名
事務局出席者	長岡事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 竹内係長 ・ 谷川主任	以上4名
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第4号議案 非農地証明願の件</p> <p>議案外(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備考[添付書類]	<ul style="list-style-type: none"> ○第11回農地総会議案書 ○現地案内図 ○農地法第5条許可申請説明資料 ○今後のスケジュール ○非農地証明の取扱いの変更と証明基準の確認について 	

<p>開 会 議 長</p>	<p>(高橋正継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時00分)) ただ今より第11回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。今回の開催は委員全員のご出席ですので、過半数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとのことですので、私の方で御指名させていただきます。 署名委員は、西野 幸一委員、久保 壽美男委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 事 議 長 竹内係長</p>	<p>ただいまから議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 それでは第1号議案の説明をさせていただきます。今月は2件の申請が出されております。議案書の方は2ページをお開きください。 案件1は、鏡草峰、その他の区域、畑、528㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクで塗りました所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。 農機具につきましては、耕耘機など7台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、長女と長女の長男も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。 次に、案件2は、大津乙、市街化調整区域、田、1,077㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクで塗りました所が申請地です。申請書の別添によりますと、譲受人</p>

	<p>は現在、所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稲を栽培する予定であるとのことです。大農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に、夫も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>申請地は水稲作地帯にあり、取得後もこれまでどおり水稲を栽培するため、特に周囲への影響はないと考えるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。なお、現地につきましては担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一、第三事前審査会です。</p> <p>まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。</p>
西野委員	<p>報告いたします。案件1については、担当地区の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。以上です。</p>
議 長	<p>次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件1と案件2につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>案件1と案件2につきましては、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
竹内係長	<p>今月は1件の申請が出されております。議案書は4ページをお開きください。</p> <p>案件1は、高須、田、613 m²を近隣で行う高知中央インターチェンジ高架橋下部工事の作業員用露天駐車場として、平成31年3月31日までの期間で一時転用するため、賃借権を設定するという申請となっております。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクで塗りました所が申請地です。農地の区分につきましては農用地区域内の農地となっております。通常、農業振興地域の農用地区域内の農地の転用については原則不</p>

許可となっておりますが、今回の案件は一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと判断しております。事業計画書によりますと、賃借人はこの度、国土交通省の土佐国道事務所が発注した高架橋下部工事を請け負うこととなり、作業員用の駐車場を別に構える必要が生じたため、今回の転用申請に至ったものであるとのことです。現地の状況につきましては、本日お配りをいたしました事業計画書等、現地の利用計画図の資料をご覧くださいながらご説明させていただきたいと思っております。申請地は、現状よりかさ上げ等はせず、現地を碎石敷きといたしまして、作業員用駐車場 24 台分に転用する計画となっております。進入は南側の里道より進入するとのことです。

なお、事前審査会の中で、「申請地の東端のあたりに北側の自動車会社駐車場に上がっていくスロープがあると思うが、その部分についてはどのような扱いになるか。」ということでご質問をいただいております。申請者に確認をいたしましたところ、スロープ部分については、今回の申請地とは地番が分かれており、先に申し上げました通り、現地には碎石を敷くのみであるため、スロープの出入りについては妨げることはないというご回答をいただいております。

被害防除計画といたしまして、排水については、雨水のみとなっております、自然浸透の他、敷地内の西側に埋設されている既設の排水管より、県道側溝に排水する計画となっております。

添付書類といたしまして、隣接する農地は東側の賃借人所有の農地のみであるため、同意書の添付はありません。その他、土地改良区から「問題なし」との内容の意見書、土地の賃貸借契約書の写し、資金証明書類等が添付されております。

また、土木委員の意見につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、問題なしとの意見であるとのことをご報告をいただいております。

他法令につきましては、農振法関連で、農用地区域内の農地の一時転用でありますことから、農林水産課に農用地利用計画の達成に支障がないことについて、事務局で確認済みです。

以上で、第 2 号議案の説明を終わります。

議 長

第 2 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件 1 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。案件 1 の審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

(意見、質問なし)

委員 議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件1は、農用地区域内の農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員 議長	<p>案件1は、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。</p>
竹内係長	<p>次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>第3号議案の説明をさせていただきますが、説明に入ります前に、お手元の議案書の訂正をお願いいたします。議案書12ページから13ページにかけての案件20でございますが、持分の計算が間違っておりました。4段ございまして、持分の欄は、上から8/12, 1/12, 1/12, 1/12というふうに並んでおりますが、正しくは、1段目が96/144, 2段目, 3段目, 4段目がいずれも13/144となります。相続の持分の計算を間違っておりました。訂正をお願いいたします。また、案件20の権利設定面積は、現在690.25㎡となっておりますが、これにより705.94㎡となります。第3号議案全体での設定面積は全体で38,649.25㎡から38,664.94㎡となります。</p> <p>今月は全体で23件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、利用権の新規設定が15件、更新設定が8件となっております。議案書は6ページをお開きください。利用権設定につきまして、総括表を掲載しております。</p> <p>1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者が23人で延べ25人、利用権の設定を受ける者が14人で延べ25人となっております。</p> <p>土地の内訳は、先ほどご説明いたしました持分の修正を計算に入れますと、面積部分が変わり、田が52筆、34,097.94㎡、畑が6筆、4,567㎡となります。また、設定の内訳を見ますと更新設定が23筆、20,652㎡、新規設定が35筆、こちらも案件20の訂正の結果、資料から面積が少し変わって、18,012.94㎡となります。</p> <p>以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、利用権設定につきまして、新規案件のみご説明いたします。議案書は7ページからをご覧ください。</p> <p>まず、案件3から案件7まで、高知県農業公社が中間管理権の設定により土地を借り受ける内容の案件が続いております。こちらを一括してご説明をさせていただきます。</p>

案件3は、介良乙、田、441㎡外1筆、合計860㎡を、議案書は8ページにまたがっております案件4は、介良乙、田、129㎡外2筆、合計756㎡を、案件5は、介良乙、田、280㎡を、案件6は、介良乙、田、257㎡外1筆、合計495㎡を、議案書は9ページにまたがりまして、案件7は、介良丙、田、302㎡外3筆、合計1,198㎡を、それぞれ5件の全てが平成30年7月1日から平成40年6月30日までの10年間貸すという使用貸借権の新規設定となっております。また、案件3から6の貸付予定者、案件7の貸付予定者とも、現地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

次に、議案書は10ページをご覧ください。

案件10は、大津乙、登記地目、田、現況、畑、1,082㎡を、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。なお、権利の異動種別につきまして、「使用貸借権設定(同)」となっております。この「(同)」というのは、同一世帯内での土地の貸し借りであるという意味です。今回の貸人と借人は、それぞれ住所が異なっておりますけれども、同一の敷地内で居住している親子であり、農地台帳上では農家世帯を合併しております、同一の農家内での権利移動であることを確認しております。

次に、11ページにまたがっております案件11は、大津乙、登記地目、田、現況、畑、1,185㎡外1筆、合計2,353㎡を、平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間貸すという貸借権の新規設定となっております。

次に、案件12は、高知県農業公社が中間管理権の設定により土地を借り受ける内容の案件です。春野町弘岡上、田、871㎡の内628㎡外1筆、合計1,702㎡を、平成30年7月1日から平成35年6月30日までの5年間貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、本件の貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

次に、議案書の方は12ページをご覧ください。案件17は、春野町芳原、田、944㎡を、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

案件18は、春野町芳原、田、2,542㎡を、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

次に、案件19と、議案書は13ページにまたがっております案件20は、借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明させていただきます。案件19は、春野町西諸木、田、208㎡外1筆、合計836㎡を、案件20は、春野町西諸木、田、753㎡の内、持分135/144を、それぞれ平成30年7月1日から平成46年6月30日までの16年間貸すという内容で、案件19は使用貸借権、案件20は貸借権の新規設定です。

なお、借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

ります。耕作計画書によりますと、借人はこれまで自作地で甘とうを栽培しており、今回、新たに申請地を借り受けて甘とうを栽培するとのことで、今後も経営拡大を図っていく意向であるとのことです。また、案件 20 の申請地の持分につきましては、もともとの土地は今回の借人を含む 5 名の方共有地となっておりましたところ、今回、賃借人以外の方の持分につきまして賃借権を設定するものです。この結果、本案件が公告されまして賃借権が設定されますと、9/144 については今回の借人の自作地、残る 135/144 については借人の借入地という型になりまして、この筆の全持分につきまして、借人が耕作の権利を有することとなります。

次に、案件 21 は、高知県農業公社が中間管理権の設定により土地を借り受ける内容の案件でございます。春野町西諸木、田、510 m²を、平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 3 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、本件の貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

次に、案件 22 と、議案書 14 ページにまたがっております案件 23 は、今回の利用権設定申出の際、筆数が多くて申請用紙 1 枚に書ききれなかったため、同一の貸人、借人から、申出書を 2 通に分けてまして申請されたものです。そのため、内容としては一体的な案件ですが、それぞれ別の案件として扱っております。案件 22 は、春野町森山、田、1,137 m²外 3 筆、合計 1,899 m²を、案件 23 は、春野町森山、田、198 m²外 7 筆、合計 1,850 m²を、いずれも平成 30 年 7 月 1 日から平成 35 年 6 月 30 日までの 5 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

以上、全ての案件につきまして、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

すべての案件につきまして、計画が妥当なものと決定されますと、平成 30 年 7 月 1 日付けで高知市が公告いたしまして効力が発生するものです。

以上で、第 3 号議案の説明を終わります。

議 長 第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第三、第四事前審査会です。

竹内委員 まず、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

案件 1 から案件 11 については、計画を妥当と認めました。

川澤委員 報告します。案件 12 から案件 23 については、計画を妥当と認めました。

最後に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がござ

いましたらお願いいたします。

委 員 (意見、質問なし)

議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	全ての案件につきまして、計画が妥当なものと決定いたします。 次に、第4号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
竹内係長	議案書は16ページをご覧ください。今回は、全体で9件の証明願が出されており、案件1から案件5と案件7から案件9につきましては、事務局長専決により、証明を交付しております。 案件6については、非農地証明を交付してよいか、ご審議をお願いする案件として議案書に掲載しておりましたが、申請者より5月31日付で非農地証明願の取下があり、同日付で取下を受理しましたのでご報告いたします。このため、本日は案件1から案件5及び案件7から案件9の追認案件のみ、ご審議をお願いいたします。 それぞれ申請人及び土地の所在等につきましては、議案書のとおりでございます。地区の内訳は、朝倉が3件、17ページに移りまして三里が1件、布師田が1件、取下のあった案件6を外しまして、以下春野が案件7から案件9まで3件となっています。すべて農業委員及び担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得まして、証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。今回は、議案書に審査案件と追認案件がございますが、審査案件でありました案件6については、事務局からの説明のとおり取り下げとなったとのことですので、審議しないことといたします。 それでは、追認案件であります、案件1から案件5と案件7から案件9について審議いたします。案件1から案件5と案件7から案件9について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件5と案件7から案件9について、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1から案件5と案件7から案件9につきましては、追認することに決定いたします。続きまして、議案外報告を一括してお願いいたします。
竹内係長	議案外報告をさせていただきます。①農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出の件です。議案書は19ページをお開きください。今回は7件の届出があり、全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得まして、事

務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、朝倉が1件、中央が1件、長浜が1件、一宮が2件、高須が1件、介良が1件となっております。

次に、②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の件でございます。議案書は21ページをご覧ください。今月は、10件の届出が出されております。全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得まして、事務局長専決により受理しております。

地区の内訳は、朝倉が2件、旭が3件、初月が1件、22ページに移りまして鴨田が3件、長浜が1件、高須が1件です。

なお、案件5につきましては、議案外報告の中の④農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件の案件1と関連の案件となっておりますので、一括でご説明させていただきます。議案書は28ページをご覧ください。

④農地法各条の取消・取下・訂正処理の件の案件1は、上本宮町、畑、82㎡の土地につきまして、露天の資材置場に転用のため、4月20日に、農地法第5条の転用届出が提出されておりましたところ、転用目的自体は変更ありませんが、譲受人について変更したいという申出があり、4月25日に取下願が提出され、同日、受理したものでございます。改めて、譲受人を変更して提出された5条届出が、②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件の案件5となります。

続きまして、③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件でございます。議案書は26ページをお開きください。今月は3件の届出が提出されており、地区は、鴨田が1件、一宮が2件となっております。全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただきまして、通知を受理しております。

最後に④農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件でございます。議案書は再び28ページをご覧ください。今月は5条の取下が1件ございまして、事務局長専決により、受理しております。なお、内容については先ほど5条届出のご説明の中で触れましたので、詳細は省略させていただきます。

以上で、議案外報告を終わります。

議長 議案外の報告が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。

続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。

<p>事務局連絡 竹内係長</p> <p>岩崎次長</p>	<p>非農地証明願についてですが、申請者から申請のあった非農地証明願の土地を農業委員等が現地調査を行うにあたっては、提出書類の審査が十分に行われていない状況で調査を行うこととなり、その結果、申請者並びに調査にあたる農業委員等に余分な負担と混乱を招く場合が見られます。さらに、証明書の交付にあたっては、調査にあたった農業委員等が申請地の過去の利用状況が十分に把握されていない中で行われる場合もあり、証明交付の適否が現地調査の結果と異なるケースも見られることから、これの改善方法について協議を行っております。</p> <p>この協議により、手続き上において、現行の非農地証明書交付事務処理要領の運用について次の点を改めて措置することとなりました。なお、この措置は、現在、同要領の見直し作業を行っていますことから、この要領の改正施行までの暫定期間とします。</p> <p>申請者が申請地を担当する農業委員等に対して直接、現地調査を依頼して実施していた手続きを改め、申請者は農業委員会事務局に証明願及び添付書類を提出し、審査を受けることとし、また事務局も申請地を担当する農業委員等が行う現地調査に立ち会うこととします。この場合、調査を行う農業委員等への現地調査の依頼は事務局から行い、その際には農地台帳や過去の航空写真等から申請地に係る土地の情報を提供することとします。</p> <p>次に、申請者が前項の現地調査に立ち会えない場合は、事務局に提出する証明願の添付書類に現地の状況がわかる写真を添付することとします。</p> <p>平成30年度今後のスケジュール（案）について説明</p>
<p>次回農地総会議長</p>	<p>次回の農地総会は7月5日（木）を予定しております。</p>
<p>閉会議長</p>	<p>以上で第11回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>（午後4時30分閉会）</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 31年 4月 22日

議長

高橋政継

議事録署名委員

西野幸一

議事録署名委員

久保 幸美男

議事録作成者

谷川 大志